



公益財団法人 日本環境協会
エコマーク事務局

エコマーク商品類型 No.131 認定基準書

土木製品 Version1.22

分類 B.鉄鋼建材

制 定 日:2005年 1月15日
最新改定日:2025年 1月 1日
有 効 期 限:2031年 1月31日



[目次]

1. 認定基準制定の目的	1
2. 適用範囲	1
3. 用語の定義	1
4. 認定の基準と証明方法	2
4-1. 環境に関する基準と証明方法	2
4-2. 品質に関する基準と証明方法	3
5. 商品区分、表示など	3



エコマーク商品類型 No.131 認定基準書

土木製品 Version1.22

分類 B.鉄鋼建材

1. 認定基準制定の目的

社会基盤の整備の一環として実施される土木・建設関連事業は、経済への波及効果が期待される半面、海洋、河川、陸地などの自然環境や生活環境に与える環境負荷も著しいことから、自然環境との調和や良好な生活環境の保全・形成、エネルギー効率向上による地球温暖化の防止など、「環境基本法」の理念に基づく新たな土木・建設関連事業が模索されている。

こうした環境保全に加え、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「循環型社会形成推進基本法」、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」および「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」に基づき、廃棄物の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の推進に努めることが土木・建設関連事業においても定められた。さらに、土木・建設事業者が環境負荷低減に向けて自主的に推進する取組みとして「建設業におけるグリーン調達ガイドライン」が平成 14 年に策定された。

我が国のマテリアルバランスのうち、土木・建設関連事業に起因する割合は、新たに投入される資源の約 4 割(平成 14 年版 循環型経済白書、平成 13 年度主要建設資材需要見通し)、産業廃棄物中の約 2 割、最終処分場搬入の約 4 割(平成 14 年版 環境白書)がそれぞれ占めることから、土木・建設関連事業におけるリデュース、リユースおよびリサイクルを進めていくことは、循環型社会を形成していく上で大きな効果が期待される。

土木・建設関連事業により環境要素に与える負荷は、その実施場所、工法、使用する資材の種類など多くの影響要因によって異なる。これらの影響要因のひとつである土木資材をエコマークの対象とすることにより、環境負荷の軽減が可能であることから、新たな製品に関するエコマーク認定基準を制定し、既認定商品との整理統合により「土木製品」として定めるものである。

新たな認定基準は、従来から推奨してきた再生材料の使用による新材消費や廃棄物発生の抑制に加えて、有害化学物質の使用削減、省エネルギー、生態系への影響などにも配慮し、土木製品の特徴ともいえる施工や長期間の使用による環境負荷を低減するとともに、二次的な自然環境の創生により自然との共生を目指す。また、評価にはライフサイクルの概念を導入し、土木製品として施工時のライフステージを考慮し、より具体的な環境負荷項目の選定に努めた。

2. 適用範囲

透水性鋼矢板、低排土鋼管杭

3. 用語の定義

なし

4. 認定の基準と証明方法

各基準への適合を証明する資料を、申込者の有印文書として提出すること。

4-1. 環境に関する基準と証明方法

(1) 申込製品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など(以下、「環境法規等」という)を順守していること。

また、申込日より過去 5 年間の環境法規等の順守状況(違反の有無)を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去 5 年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a. および b. の書類を提出すること。

a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)

b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)~5)の資料(記録文書の写し等)

1)工場が立地している地域に係る環境法規等の一覧

2)実施体制(組織図に役割等を記したもの)

3)記録文書の保管について定めたもの

4)再発防止策(今後の予防策)

5)再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

(2) 製造段階で廃棄物の発生量を減少させる配慮がなされていること。

【証明方法】

製造段階における粗鋼 1 トンあたりの廃棄物発生量の減少に関する資料を提出すること。

(3) 製造段階で必要となる新規資源の投入量、エネルギー消費量、二酸化炭素排出量に配慮していること。

【証明方法】

製造段階における粗鋼 1 トンあたりの新規資源投入量、エネルギー消費量、二酸化炭素排出量を記載した資料を提出すること。

(4) 透水性鋼矢板については、あらかじめ透水孔を設けた鋼矢板(透水性鋼矢板)で、耐震性、耐洗掘性、耐久性など、護岸に求められる構造的機能を損なうことなく、陸域・水域の水

循環(地下水流動)が可能なこと。

【証明方法】

次の証明を行うこと。

- ・ 寸法形状、材質など、製品仕様について具体的に記載した資料を提出すること。
- ・ 施工方法について具体的に記載した資料を提出すること。また、施工方法が複数ある場合は各々について示すこと。
- ・ 陸域・水域の水循環(地下水流動)が可能となる根拠について、具体的に記載した資料を提出すること。また、施工方法が複数ある場合において、施工方法ごとに根拠が異なる場合については、各々の施工方法について根拠を示すこと。

(5)低排土鋼管杭については、低振動・低騒音の施工に適合する鋼管杭で、杭体築造段階における地上への排土体積が杭体体積(閉塞面積×杭長)の30%以下であること。

【証明方法】

次の証明を行うこと。

- ・ 寸法形状、材質など、製品仕様について具体的に記載した資料を提出すること。
- ・ 施工方法について具体的に記載した資料を提出すること。また、施工方法が複数ある場合は各々について示すこと。
- ・ 排土の低減根拠について具体的に記載した資料を提出すること。また、施工方法が複数ある場合において、施工方法ごとに根拠が異なる場合については、各々の施工方法について根拠を示すこと。
- ・ 杭体築造段階における地上への排土量について、定量的に確認した資料を提出すること。

4-2.品質に関する基準と証明方法

(6)品質については、日本産業規格またはこれに準ずる品質基準のある製品にあっては、該当規格に適合していること。それ以外の製品にあっては、日本産業規格などに測定方法が定められている項目について、類似する日本産業規格などの基準に適合していること。

【証明方法】

該当する品質規格に適合していることの証明書を提出すること。

5.商品区分、表示など

(1)商品区分は、2.適用範囲の「対象名」每およびブランド名每とする。製品の大小および色調による区分は行わない。

(2)「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)の特定調達品目に該当する製品は、エコマーク事務局のウェブサイトにおいて、判断の基準への適合状況を公表する。

(3)原則として、製品本体などに下記のロゴマークを表示すること。なお、エコマーク商品を保有するエコマーク使用契約者においては、これまでどおりの表示および認定番号を記載することも可とする。



(表示方法に関する注記)

- * ロゴマークの表示においては、エコマーク認定番号(8桁の数字)または使用契約者名を表記すること。
- * 「エコマーク使用の手引」2.(2)項に準じて、「エコマーク商品」などを表記してもよい。
「エコマーク商品」、「#エコマーク」、「www.ecomark.jp」、「Eco Mark Certificate」
- * 環境省「環境表示ガイドライン(https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/eco_label/guideline/)」などに準拠して、ロゴマークと関連付けて認定商品の環境主張を表記してもよい。
- * その他、上記に記載のない事項は「エコマーク使用の手引」に従うこと。
(<https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/>)

[発行] 公益財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局

<https://www.ecomark.jp/nintei/131.html> ✉ sinsei@ecomark.jp

[制改定履歴]

2005年 1月15日	制定(Version1.0)
2005年 2月23日	改定(4-1-3.L(75)、(76)、環境情報表示)
2005年 5月13日	改定(4-1-3.(35)、(94)、5-1-3.(73)、環境情報表示)
2005年 9月 8日	改定(用語の定義)
2006年 4月28日	改定(用語の定義、環境に関する基準、別表1、別表4など)
2006年10月19日	改定(環境に関する基準、別表1、別表4など)
2007年 2月 9日	改定(環境に関する基準、品質に関する基準、別表4など)
2007年 4月13日	改定(環境に関する基準、品質に関する基準、別表1など)
2007年10月 5日	改定(環境に関する基準、別表4など、有効期限の延長)
2008年 2月14日	改定(環境に関する基準、別表4など、有効期限の延長)
2008年 6月 9日	改定(環境に関する基準、別表1など)
2008年 8月21日	改定(環境に関する基準、別表1など)
2009年 5月 1日	改定(用語の定義、環境に関する基準、別表1、解説)
2009年11月 4日	改定(用語の定義、環境に関する基準、品質に関する基準)
2011年 3月 1日	改定(マーク表示)
2012年 6月15日	改定(難燃剤、抗菌剤、5.(2)(3)削除)
2013年 2月 1日	改定(環境に関する基準、別表1、基準書の分割)
2014年 2月 1日	改定(有効期限延長)
2014年12月 1日	改定(適用範囲、分類 F 環境に関する基準)
2018年 3月 1日	改定(4-1-2.(4)追加)
2018年 8月10日	改定(4-1-3.(12)、5.(2)(3)追加)

2019年 1月 7日	改定(有効期限延長)
2019年 4月 1日	改定(マーク表示について)
2022年 4月 1日	改定(分類 E、J 対象品目の追加)
2023年 2月 1日	改定(用語の定義、バイオマスプラスチック、プラスチック添加剤、ハロゲンに関する基準)
2024年 3月15日	改定(有効期限延長)
2025年 1月 1日	改定(分類 D・E・F・J 対象品目の追加、染料顔料に関する基準)
2031年 1月31日	有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。

別表 2 (本分類では参照されないため省略)

別表 3 (本分類では参照されないため省略)